

専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準

（2022年10月21日改訂版）

I. はじめに

1. 産婦人科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 産婦人科領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

II. カリキュラム制(単位制)による研修制度

1. 方針

産婦人科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。

2. カリキュラム制（単位制）による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者
- 4) 他科基本領域の専門研修を修了してから産婦人科領域の専門研修を開始・再開する者
- 5) 臨床研究医コースの者
- 6) その他、日本産科婦人科学会と日本専門医機構が認めた合理的な理由のある場合

※ II. 2. に該当する場合であっても、産婦人科専門研修プログラム整備基準項目 33 に記載された条件に従い、3年間の「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、3年間の「プログラム制」専門研修で研修を修了することができない場合には、「カリキュラム制（単位制）」による研修を選択できる。

III. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

1. 産婦人科領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。

- 1) 日本産科婦人科学会の定めた研修期間を満たしていること（産婦人科専門研修プログラム整備基準項目 33 に記載）
- 2) 日本産科婦人科学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること（産婦人科専門研修プログラム整備基準項目 53 に記載）
- 3) プログラム制と同一の認定試験に合格すること

IV. カリキュラム制(単位制)における研修

1. カリキュラム制(単位制)における研修施設

- 1) 「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、VIに記載の通り、専攻医が主たる研修施設として登録する基幹施設が形成する、「産婦人科専門研修プログラム整備基準」によって規定されている、産婦人科専門研修施設群である。

2. 研修期間として認める条件

- 1) 「産婦人科専門研修プログラム整備基準」で規定されている、産婦人科領域の「基幹施設」「連携施設」「連携施設(地域医療)」「連携医療(地域医療-生殖)」(以下、産婦人科専門研修施設)における研修のみを、研修期間として認める。
- 2) 専門研修開始から9年以内に専門研修を修了し10年以内に専門医認定審査の受験を行う。
- 3) 研修期間として認めない研修
 - ① 他科専門研修プログラムの研修期間
 - ② 初期臨床研修期間

3. 研修期間の算出

- 1) 基本単位
 - ① 「フルタイム」で「1ヶ月間」の産婦人科研修を1単位とする。
- 2) 「フルタイム」の定義
 - ① 常勤相当として産婦人科専門研修施設での産婦人科業務に従事すること。
(常勤相当の定義は「産婦人科専門研修プログラム整備基準」項目54に記載)
- 3) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出

	産婦人科専門研修施設で産婦人科業務に従事している時間	「1ヶ月」の研修単位
フルタイム	常勤相当の勤務時間	1単位
非フルタイム	週26時間以上で常勤相当の条件を満たさない時間	0.8単位
	週21時間以上26時間未満	0.6単位
	週16時間以上21時間未満	0.4単位
	週8時間以上16時間未満	0.2単位
	週8時間未満	研修期間の単位認定なし

- 4) 専攻医が主たる研修施設として登録する「基幹施設」が形成する、産婦人科専門研修施設群以外での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出
 - ① 研修期間として算出しない。
 - (1) 診療実績としても認められない。

4. 必要とされる研修期間

- 1) 専攻医が主たる研修施設として登録する「基幹施設」が形成する、産婦人科専門研修施設群(「基幹施設」「連携施設」「連携施設(地域医療)」「連携施設(地域医療-生殖)」)における研修が研修期間として認められる。原則として研修修了のためには以下の①②③④⑤すべてを満たす必要がある。ただし、③⑤以外の研修期間において、疾病での休暇あるいは出産、育児や介護等に伴う休業は合計6ヶ月以内をフルタイムの研修期間として算定することができる。なお、疾病の場合は診断書を、出産、育児の場

合は出産を証明するもの、介護の場合は家族が要介護状態にある事実を証明できるものの添付が必要である。

- ① 専門研修の期間が 36 単位以上である。
 - ② 常勤指導医の在籍する施設での専門研修が 24 単位以上である。
 - ③ 「基幹施設」での研修が 6 単位以上である。
 - ④ 最も研修期間の単位が多い施設以外での研修が 12 単位以上である。
 - ⑤ 「産婦人科専門研修プログラム整備基準」項目 11 で規定される地域医療研修が 1 単位以上である。
- 2) 「基幹施設」「連携施設」「連携施設（地域医療）」「連携施設（地域医療-生殖）」としての扱い
- ① 受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適応する。

V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

1. 診療実績として認める条件

- 1) 以下の期間の経験のみを、診療実績として認める。
 - ① 専攻医が主たる研修施設として登録する「基幹施設」が形成する、産婦人科専門研修施設群（「基幹施設」「連携施設」「連携施設（地域医療）」「連携施設（地域医療-生殖）」）において勤務して産婦人科研修期間として算出された期間内の経験症例が、診療実績として認められる対象となる。
 - ② 初期臨床研修期間の経験は、診療実績として認められない。
- 2) 日本産科婦人科学会の「研修管理システム」に登録され、基幹施設の統括責任者の「承認」がある経験のみを診療実績として認める。
- 3) 専門研修開始から 9 年以内に専門研修を修了し 10 年以内に専門医認定審査の受験を行う。したがって、専門研修開始から 9 年以内の経験のみを診療実績として認める。なお、9 年間で専門研修が修了しなかった場合、専門医となるためには一から新たに専門研修を行う必要がある。また、専門医認定二次審査の受験資格は研修修了時より 5 年間有効である。5 年間で専門医認定二次審査に合格しなかった場合、専門医となるためには一から新たに専門研修を行う必要がある。
- 4) 他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。

2. 必要とされる経験症例

- 1) 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。（「産婦人科専門研修プログラム整備基準」項目 53 に記載）

研修カリキュラム制度の研修実績は産婦人科研修管理システムに記録蓄積し、到達度評価、フィードバックの実施と記録を行う。

3. 必要とされる臨床以外の活動実績

- 1) 必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。（「産婦人科専門研修プログラム整備基準」項目 53 に記載）

学会発表および論文発表は初期研修中のものを含めることができる。

VI. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録(研修開始当初から、3年を超えて研修を行い、修了要件を満たす予定とした専攻医)

1) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)を希望する医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。

2) カリキュラム制(単位制)による研修の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、専門研修の総括的評価及び修了判定を担う基幹施設を選択し、プログラム制と同時期に、翌年度4月からカリキュラム制で研修を開始する専攻医の応募手続きを行った上で、「産婦人科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、日本産科婦人科学会及び日本専門医機構に提出する。

② 「産婦人科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は、産婦人科専門研修制度における「基幹施設」であること。同施設は専門研修の総括的評価及び修了判定を担う。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の許可

① 日本産科婦人科学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、II. 2.に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。地域枠医師に関しては、各都道府県のキャリア形成プログラムと連携できるように、地域枠医師及び日本産科婦人科学会から都道府県担当者にカリキュラム制による研修を行う旨を伝え、研修計画を作成する。

4) 基幹施設(所属する専門研修施設群)の変更

専攻医が基幹施設(所属する専門研修施設群)を変更する際は、日本産科婦人科学会に、「基幹施設変更届」を提出し、承認を得る。変更前までの診療実績は、変更前の基幹施設の統括責任者が「承認」をする。専門研修の総括評価および修了判定は研修終了時に所属している専門研修施設の基幹施設の統括責任者が行う。

2. 産婦人科専門研修「プログラム制」から産婦人科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録(専門研修途中に方針を変更し、3年を超えて9年以内に修了要件を満たす予定とした専攻医)

1) 産婦人科専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、「プログラム制」により3年間で研修修了ができない、II. 2.に該当する合理的な理由が発生し「カリキュラム制(単位制)」での研修に移行を希望する研修者は、産婦人科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。

2) 産婦人科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、専門研修の総括的評価及び修了判定を担う基幹施設を選択した上で、「産婦人科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、日本産科婦人科学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「産婦人科専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を登録しなければならない。

(1) 「プログラム制」により3年間で研修を完遂することができない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

- i) 主たる研修施設は産婦人科専門研修制度における「基幹施設」であること。同施設は専門研修の総括的評価及び修了判定を担う。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可

- ① 日本産科婦人科学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。
- ② 移行登録申請者が、学会の審査で認定されなかった場合は、日本専門医機構に申し立てることができる。
- (1) 再度、日本専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。

4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

- ① カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い

- ① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても研修期間として認める。
- ② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても診療実績として認める。

6) 日本産科婦人科学会制度で研修した実績は機構制度のカリキュラム制の研修実績に振り替えることができる。

7) 基幹施設(所属する専門研修施設群)の変更

専攻医が基幹施設(所属する専門研修施設群)を変更する際は、日本産科婦人科学会に、「基幹施設変更届」を提出し、承認を得る。変更前までの診療実績は、変更前の基幹施設の統括責任者が「承認」をする。専門研修の総括評価および修了判定は研修終了時に所属している専門研修施設の基幹施設の統括責任者が行う。

3. 産婦人科以外の専門研修「プログラム制」から産婦人科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 産婦人科以外の専門研修「プログラム制」から産婦人科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行は認めない。

- ① 産婦人科以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、産婦人科専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくはⅥ. 1 に従い産婦人科専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。

《別添》 「産婦人科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」 および
「産婦人科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

- 2) 専攻医は専門研修開始から 9 年以内に専門研修を修了し 10 年以内に専門医認定審査の受験を行う。